

2024年度カンボジア国別研修「職業訓練能力強化・メカトロニクス」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、カンボジアにおける職業訓練校（Technical and Vocational Education and Training: TVET）の電気科コース及び機械科コースの質的向上を目的とする産業人材育成プログラムの一部をなす国別研修を実施するものです。同プログラムは、先行技術協力プロジェクト「産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト」（2015年10月～2021年3月）から継続的に実施され、現在、本国別研修と「産業人材育成アドバイザー」の両スキームが相互補完する形で、支援を実施しているものです。

カンボジアの自動車部品や電気電子部品に関する製造産業は、生産ラインの労働者による組み立て作業が行われています。昨今、生産性向上のための生産設備の投資が推進される中、特に自動化技術や設備機器のメンテナンス技術の需要が増加しています。これら状況を改善する目的で、職業訓練校（The Vietnamese Technical and Vocational Education and Training、以下「TVET」という。）の科目「メカトロニクス」の中で、技術的な需要を補完・強化するための個別案件（国別）研修の要望が先方政府より挙げられています。

先行案件（技プロ「産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト、実施期間：2015年10月～2021年3月」）で教材開発¹を行った際、公共調達の結果、富士電機株式会社がPLC（Programmable Logic Controller）等の電気電子部品を納品し、現在も同部品をTVETの実技訓練で使用されています。仮に他社の製品を使って研修を行った場合、習得した技術を自国で円滑に活かすことができないことが確認されており、帰国後の円滑な技術訓練が担保できなくなります。

また、これまで同社が独自の知見に基づき現地で技術訓練を行ってきており、これらが反映された教材開発が行われた点を踏まえると、仮に他社に研修実施を委託した場合、技術の違いから研修員の理解度が十分なレベルに達せず、さらに帰国後研修を通じ習得した技術の適用が困難となります。

以上の理由から、TVETの実技訓練で使用されている富士電機株式会社製の電気電子部品を使用し、かつ同社がこれまで行ってきた技術指導に合致した研修カリキュラム・手法が本件プロジェクト目標に合致し、かつ現地ニーズに沿ったものであることから、同社は本件研修実施に必要な部品・知見等を有するほぼ唯一の機関で

¹ 標準訓練パッケージ（Standard Training Package STP）：訓練生一人一人への技能向上を図る学習パッケージは、現在訓練校による実技試験に利用され大きな成果を生んできたもの。

す。

については、案件形成の経緯から、事実上業務の履行が富士電機株式会社に限定されることから、同社を特定者とします。

上記の理由により、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度カンボジア国別研修「職業訓練能力強化」「メカトロニクス」コースに係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024年7月1日～2024年7月9日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024年度）：2024年5月16日～2024年12月31日（予定）

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各

用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年3月26日(火)12:00まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書（様式1）、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	電子メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年4月5日(金)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2024年4月12日(金)
	回答予定日	2024年4月22日(月)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

調達件名：2024年度カンボジア国別研修「職業訓練能力強化・メカトロニクス」
に係る研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2024年度カンボジア国別研修「職業訓練能力強化・メカトロニクス」

2024年7月1日～2024年7月9日

(2) 研修員（予定）

1) 定員：研修員8名

2) 研修対象国：カンボジア

3) 研修対象組織・対象者

カンボジア職業訓練校3校（NPIC, PPI, NTTI）はプノンペン市を中心に運営され、現在Bachelorカリキュラムを受け持つ電気科指導員より本研修の受講者を選抜する。このため、本研修受講前に事前研修として関連技術の技術基礎研修を受講するものを対象とする。受講者数は各校より選抜した8名とする。

対象人材：

1. 電気分野における豊富な指導員経験（5年以上）と将来大学4年生（Bachelor）科目を担当できる電気科指導員の人材。
2. 電気技術の指導員経験を有し電気分野の指導員訓練および、企業向けの技術セミナーを担うことが望ましい。
3. 英語での研修が可能な語学力を有していることが望ましい。

(3) 研修使用言語：カンボジア語

(4) 研修の背景・目的

カンボジアにおける電気分野の産業人材ニーズは引き続き高く、産業界から生産現場に適応する応用技術として、電気分野と機械分野を融合させたメカトロニクス技術が求められている。複合技術を習得することはカンボジア技能資格枠組み（Cambodia Qualification Framework）における大学4年生（Bachelor）向けカリキュラムの要件でもある。4年生カリキュラム開発においては、実習重視の視点から産業機器を用いた教材開発により一層取り込むため、電気分野と機械分野の2つの技術分野を融合は不可欠である。メカトロニクス技術は今年度導入されるノンプロ無償協力機材との連携を図ることで、Bachelor向けカリキュラムの標準化を目指す。

また、本研修受講後は近い将来Bachelorカリキュラムのメカトロニクス分野の科目を担当できる電気科指導員の育成だけでなく、他科（特に機械科）指導員と技術連携を取ることで、広く訓練校内で行われる指導員訓練での技術共有を図る。

(5) 案件目標

メカトロニクス研修では3つの技術を習得するとともに、実際の工場を見学することで生産現場での自動化技術への理解を深める。1つは電力変換技術として生産現場で使われる動力設備にはインバータ制御技術が活用されているため、汎用インバータ制御技術の活用を学ぶ。2つめは生産設備機器の多くが、サーボモータを用い機械の速度や位置決め制御が行われている。この理論（制御工学）と実践（自動化技術）について知識を深める。最後に、工場における設備機器は多量の電力消費を伴うため、電力系統に使われる機器の安全性、並び保守管理の技術が求められる。これら設備機器の構成および機能についても理解を深める。

また、富士電機(株)の工場を見学し訓練現場と生産現場の違いだけでなく、設備機器の安全ならび保守、自動化技術への適用についても学ぶ。

(6) 単元目標（アウトプット）

1. インバータ制御技術、サーボモータを用いた速度および位置決め制御技術、ならび制御工学、電源供給設備の機能について理解を深める。
2. 生産現場における5S活動を学び、訓練現場と生産現場との品質管理上の違い、さらには自動化技術への訓練ニーズについて理解を深める。
3. 自国における現状と課題、帰国後に具体的なアクション（Bachelor 科目のテキスト作成）に繋げるための計画が策定される

(7) 研修内容

1) 研修項目

- ア. インバータ制御技術、サーボモータを用いた速度および位置決め制御技術、電源供給設備の機能についての講義・実技演習
- イ. 工場現場での5Sについての講義・視察
- ウ. 訓練ニーズ把握のため訓練現場と生産現場の違いに関する視察・討論
- エ. 学んだ知見を自国の実践に取り入れるための方策に関する討論及びアクションプランの作成

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実習並びに討論
- ウ. 見学
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年5月16日～2024年12月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために技術支援をいただき、工場見学も踏まえて自国の課題解決のために、技術知識を深め帰国後のカリキュラム開発並びに実践に活用させる。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってクメール語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上